

## 陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 2 号	平成 2 9 年 8 月 8 日 受 理
件 名	薬害肝炎救済法の延長等を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区山下町 2 3 番地 日土地山下町ビル 2 階 薬害肝炎弁護団・原告団 鈴木 順
陳 情 の 要 旨	
<p>我が国における薬害肝炎問題を解決するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下、薬害肝炎救済法という。）が、平成 2 0 年 1 月 1 1 日の参議院本会議において全会一致で可決成立し、同月 1 6 日に公布施行されてから早 1 0 年が経過しようとしています。</p> <p>この間、我が国における薬害肝炎の被害者のうち、2, 2 7 8 人（平成 2 9 年 4 月末現在。厚生労働省確認）が薬害肝炎救済法による救済を受けてきましたが、特定フィブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染者数は 1 万人以上（1 9 8 0 年代以降。製薬会社による推計）と言われており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっています。</p> <p>厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がいまだ数多く存在します。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、薬害肝炎救済法の請求期限である平成 3 0 年 1 月 1 5 日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。</p> <p>薬害肝炎救済法前文に明記されているとおり「我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念からすれば、附則第 3 条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、薬害肝炎救済法の請求期限を延長すべき状況にあります。</p> <p>また、この機会に、薬害肝炎救済法における救済の不十分な点についても対象とし、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるべきです。</p>	

貴議会におかれましても、薬害肝炎被害者の全面救済のため、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 給付金の請求期限を延長すること（薬害肝炎救済法第5条）
- 2 症状が悪化した場合の請求期限を撤廃すること（薬害肝炎救済法第7条、同法第9条）
- 3 慢性C型肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合も救済すること（薬害肝炎救済法第6条1号）
- 4 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も薬害肝炎救済法の対象とすること（薬害肝炎救済法第2条）